

～大切なお知らせ～ ※この案内は、お子様がいらっしゃるご家庭に送付しています。（児童手当等の受給者宛または世帯主宛）



『収入が急変した』子育て世帯を支援します！ 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

**下記の支給対象者に当てはまる場合は、
申請すると給付金が支給されます。**

※お子さんを養育する父母等が申請してください。

1. 支給対象者

下記の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- 令和5年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）
であって
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、
住民税（均等割）非課税世帯と同程度の収入
になった方（※収入の目安は裏面の表を参照ください。）

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■必ず、裏面の手続き方法や収入の目安についてご確認ください。

【お問い合わせ】

- こども家庭庁コールセンター
0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）
- 飯豊町役場 教育総務課 子育て支援室
0238-87-0518（受付時間：平日8:30～17:15）

3.住民税（均等割）非課税の収入目安（単位：円）

世帯の人数	家族構成例	非課税相当収入限度額 (非課税限度額 + 給与所得控除額)
2	夫(婦) + 子 1 人	1,378,000
3	夫婦 + 子 1 人	1,680,000
4	夫婦 + 子 2 人	2,097,000
5	夫婦 + 子 3 人	2,497,000
6	夫婦 + 子 4 人	2,897,000

4.給付金の支給手続き

- ▶申請書類は、役場窓口（子育て支援室）へ**直接**または**郵送**でご提出ください。
- ▶申請書類は、役場子育て支援室の窓口で配布しているほか、郵送や町ホームページからダウンロードが可能です。
※当日窓口で記入する場合は、必要書類や持ち物について不備がないようにご準備ください。
- ▶申請期間は、**令和5年9月19日～令和6年2月29日**です。
- ▶申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対しては、指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。